

加古川市空き家バンク登録制度の拡充

空き家バンクの登録要件を一部緩和しました

主催	—
日時	—
場所	—
内容	空き家の売却や賃貸を希望する所有者が、市に空き家情報を登録し、市のホームページ等を通じて、空き家の購入や賃借の希望者へ空き家情報を提供する制度です。 市街化区域の空き家の登録については、媒介契約（専属専任媒介契約、専任媒介契約、一般媒介契約）を締結していないことを要件としていましたが、令和7年4月から、「狭小宅地等（※）」については、（一社）兵庫県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）の協力事業者との契約に限り、媒介契約を締結していても登録可能としました。 ※狭小宅地等 以下のいずれかの宅地 （１）100㎡未満の狭小宅地 （２）建築基準法第43条第1項の規定に基づく接道要件を満たさない宅地 （備考）（１）、（２）ともに当該宅地と一体利用できる土地（当該宅地と同一の所有者又はその2親等以内の親族が所有する土地）が隣接して存在し、かつ一体利用すれば流通の見込みがある場合は除く。 なお、市街化調整区域の空き家については、宅建協会の協力事業者との契約に限り、媒介契約を締結していても登録可能となっています。 （ ☐初めて ☐恒例 ☒回目 ）
対象（参加者）	加古川市内の空き家所有者
定員	—
参加費	無料
申込先・方法	空き家バンクへの登録については、 申込先：住宅政策課 方法：窓口、郵送、オンライン申請システム
目的・背景 その他	市内の空き家を広く情報発信し、その流通や有効活用を促進することにより、空き家の抑制と定住の促進を図ることを目的として、「空き家バンク」を設けています。
市ホームページ	☒ 掲載済み ☐ 掲載予定（●月●日） ☐ 掲載しない
広報かこがわ	●月号に掲載 ☐ ●月号に掲載予定 ☐ 掲載しない

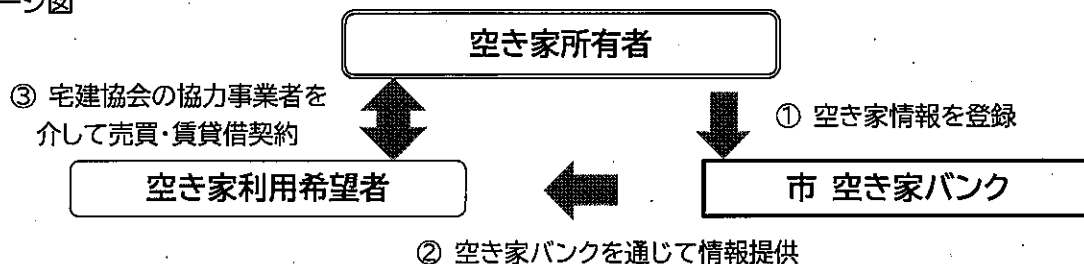


『加古川市空き家バンク』登録のご案内

加古川市空き家バンクとは

- ◆ 空き家バンクは、民間では流通困難な空き家の売却や賃貸を希望する所有者が、市に空き家情報を登録し、市のホームページ等を通じて、空き家の購入や賃借の希望者へ空き家情報を提供する制度です。
 - ◆ 市と一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）は、空き家バンクを通じて、空き家の流通促進、管理不全な空き家の抑制、定住促進を図るため、相互に連携・協力しています。
 - ◆ 売買、賃貸借などの手続きについては宅建協会の協力事業者をご紹介します。
 - ◆ 空き家バンクの情報は、市ホームページのほか、市の窓口、全国版空き家バンク※¹で情報発信します。
- ※¹ 国から委託を受けた LIFULL HOME'S、アットホームの2社が開設したサイト

イメージ図



登録できる空き家は

媒介契約※ ² （協力事業者に限る）	市街化区域	市街化調整区域
なし	○	○
あり	×	○
	狭小宅地等※ ³ は“○” 令和7年4月～	

※² 【媒介契約】専属専任媒介契約、専任媒介契約、一般媒介契約

※³ 【狭小宅地等】 以下のいずれかの宅地

①100㎡未満の狭小宅地

②建築基準法第43条第1項の規定に基づく接道要件を満たさない宅地
（備考）

①②ともに当該宅地と一体利用できる土地（当該宅地と同一の所有者又はその2親等以内の親族が所有する土地）が隣接して存在し、かつ一体利用すれば流通の見込みがある場合は除く。

（裏面につづく）

「加古川市空き家バンク」に登録するための必要書類は

登録申込には、下記の書類等を提出してください。

- ☐ ①空き家バンク登録申込書（様式第1号）
 - ・必要事項を記入ください。
- ☐ ②誓約書（様式第1号別紙）
 - ・誓約書に記載している事項を確認のうえ、署名してください。
- ☐ ③空き家バンク登録カード（様式第2号）
 - ・全項目について、申込者のわかる範囲で記入してください。
 - ・希望価格は必ず記入してください。わからない場合は「応相談」で結構です。
 - ・配置図、間取図は、建築確認申請書図面写しを添付いただいても結構です。
 - ・わからない項目や図面がなく間取図等が書けない場合は、申込時点では空欄でも結構ですが、最終的には媒介業者が調査のうえ、希望価格を含めた項目について修正、追記等をさせていただきます。
- ☐ ④現地（物件）の写真（後日でも可）
 - ・建物の外観及び内観がわかる写真を数枚程度提出してください。
 - ・利用（購入）希望者が興味を持つ情報ですので、多めにお願いします。
 - ・提出された写真の全部又は一部をホームページに掲載します。
- ☐ ⑤空き家の所有者であることがわかる書類
 - ・土地、建物の登記簿謄本写しを提出してください。最新でなくても可。
 - ・公図、地籍測量図等があれば、写しを提出してください。

空き家の利活用に関連する主な補助制度は

制度	対象経費	対象者	市街化区域	市街化調整区域	担当
空き家活用改修費補助 ※加古川市空き家バンクに登録されていること	改修費用の一部	買主 貸主	○	×	加古川市 住宅政策課
移住・定住助成制度	改修費用等の一部	買主	×	○ (田園まちづくり地区内のみ)	加古川市 まちづくり指導課 (079-427-9418)
空き家活用支援事業(住宅型)	改修費用の一部	買主 貸主	×	○	兵庫県 住宅政策課 (078-362-3583)
住宅耐震改修工事費等補助	改修費用の一部	買主 売主 貸主	○	○	加古川市 建築指導課 (079-427-9263)
隣接空き家一体利用除却補助	除却費用の一部	買主 ※取得前	○	○	加古川市 住宅政策課

補助制度の詳細については直接担当へお問合せください。

【お問合せ】

加古川市 住宅政策課 住宅政策係
電話 079-427-9327
(平日 8:30~17:15 昼休みを除く)



空き家バンクについて



空き家・空き地活用情報サイト